

教育基本計画の計画期間の延長について

(これまでの経過)

南魚沼市の教育基本計画は、平成 23 年度から令和 2 年度までの 10 年間の計画期間として策定し、平成 27 年度には、計画期間の前期 5 年間の終了することから、必要な見直しを行い、令和 2 年度までの 5 年間の計画期間とする後期教育基本計画を策定した。

これまでの間、後期教育基本計画に基づき南魚沼市の教育を推進する一方で、令和元年には、後期計画の計画期間が令和 2 年度で終了することから、次期計画の策定に向け検討委員会を設置し、部会のワークショップ等により次期計画の素案作りに取り組んできた。

しかしながら、昨年度末以降の新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、国内においても学校の臨時休業をはじめ、人の往来の制限や、いわゆる 3 密回避の観点からの会議などの中止を余儀なくされた。この間に、社会生活ではオンラインを活用した会議など新たなコミュニケーション手法が取り入れられ、政府は令和 3 年 9 月のデジタル庁創設に向けた準備を進めるとともに、教育行政においても、文部科学省が GIGA スクール構想の早期実現に向けて舵を切るなど、社会経済全般におけるデジタル化、オンライン化が急務となっている。

(次期教育基本計画に向けた留意点)

上記のように社会が大きな転換期を迎えるなか、今後は新しい生活様式を実践しながらの学びの保障と安全安心な社会教育活動が求められる。南魚沼市の教育の方向性を示した次期教育基本計画についても、これらの社会生活の転換を総合的に踏まえたうえで、以下の点に留意しながら策定を進める必要がある。

- ①新型コロナウイルス感染症の収束が見通せず、教育への影響を十分検証するには至っていない中、現時点では、非対面のコミュニケーションによる長短所を評価できていない。少なくとも 1 年単位で及ぼす影響を評価し、課題と対応策を検討する必要がある。
- ②GIGA スクール構想の実現に向けた取組は始まったばかりで、ハード面、ソフト面ともに国県の動向を含めて行政の役割分担が極めて不透明のため、今後の状況を注視・精察しながら方針の再構築を行い、子どもたちの安全安心と学びの保障を確保する必要がある。
- ③社会教育においても、オンライン、オフラインの選択肢を含め、提供する学習機会の適当な方法を検討していく必要がある。

加えて、現在行っている第 2 次南魚沼市総合計画の中間見直しにより、令和 3 年度から 5 年間の後期総合計画が策定されるため、これと整合性が図られた教育基本計画を策定する必要がある。

(教育基本計画の計画期間について)

これらのことを総合的に考慮すると、現在の教育基本計画の計画期間を1年間延長し令和3年度までとしたうえで、令和3年度中に次期南魚沼市教育基本計画を策定するべきではないかとして、令和2年9月24日の第9回南魚沼市教育委員会で協議し、同年10月27日開催の第10回南魚沼市教育委員会において計画期間の延長を決定した。

(教育大綱の変更について)

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の三第1項の規定により、総合教育会議で協議して市長が定めることとなっている大綱、いわゆる「教育大綱」については、平成27年度第3回総合教育会議（平成28年3月23日開催）において、教育基本計画の概要版をもって充てることを決定している。

教育基本計画の期間延長に伴う教育大綱の変更についても、法律第1条の三第2項の規定により、総合教育会議において協議が必要となる。